

東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第2章 不正防止のための体制 (最高管理責任者)</p> <p>第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。</p> <p>2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。 (総括責任者)</p> <p>第6条 本学における研究不正に関する申し立ての処理を総括するため、総括責任者を置く。</p> <p>2 総括責任者は、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」)委員長をもって充てる。</p> <p>3 総括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。 (研究倫理教育責任者)</p> <p>第7条 本学における研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。</p> <p>2 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会委員長をもって充てる。 (研究倫理教育の実施)</p> <p>第8条 研究倫理教育責任者は、不正行為を防止するため、研究者等に研究倫理教育を実施する。</p> <p>2 研究倫理教育を実施するにあたっては、研究者等の職種又は業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。</p> <p>3 研究倫理教育責任者は、本学学生(学部学生及び大学院生)に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究倫理教育を実施する。</p> <p>第9条～第40条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第2章 不正防止のための体制 (最高管理責任者)</p> <p>第5条 最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者とし、学長をもって充てる。</p> <p>2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。 (総括責任者)</p> <p>第6条 本学における研究不正に関する申し立ての処理を総括するため、総括責任者を置く。</p> <p>2 総括責任者は、国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「研究倫理委員会」)委員長をもって充てる。</p> <p>3 総括責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動等の不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。 (研究倫理教育責任者)</p> <p>第7条 本学における研究倫理教育を実施するため、研究倫理教育責任者を置く。</p> <p>2 研究倫理教育責任者は、研究倫理委員会副委員長をもって充てる。 (研究倫理教育の実施)</p> <p>第8条 研究倫理教育責任者は、不正行為を防止するため、研究者等に研究倫理教育を実施する。</p> <p>2 研究倫理教育を実施するにあたっては、研究者等の職種又は業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。</p> <p>3 研究倫理教育責任者は、本学学生(学部学生及び大学院生)に対して、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、研究倫理教育を実施する。</p> <p>第9条～第40条 (略)</p>	<p>役員の業務範囲の変更に伴う所要の改正</p>

附 則 (令和5年4月19日教規程第22号)

この規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。